

生徒心得

私たちが暮らす社会においては、すべての人が健康で豊かな心を育み、法の下で平等に生きる権利を持っている。そしてそれは、相互に権利を尊重する不断の努力によって支えられている。学校という一つの集団社会にも、その理念は適用される。一人一人、お互いの能力を最大限に伸ばし、円滑な学校生活を送るためには、守るべきルールを理解した上で、自他の思想や権利を尊重しつつ、言動や行動などに、思慮と良識に満ちた生活を送ることが求められている。「生徒心得」には、そのような願いが込められている。

1. 服装

(1) 本校は次のように校服を定める。

(ア) 濃茶ブレザー、スラックス (夏用・冬用)、スカート、ネクタイ

*リボンは希望者。ただし式典に出席時はネクタイ。

*バッジ (校章) をブレザーの定められた位置につける。

(イ) ワイシャツは白地。ラインや柄は不可。

(ウ) 登下校はブレザーとネクタイ (リボン) を着用する。

(エ) 夏期 (6月1日～9月30日) の略装

*白の開襟シャツ、白のブラウス、白または紺、黒のポロシャツ (無地にワンポイント程度) にスラックス、スカート

(2) 校服が着用できない場合は生徒手帳で異装願を提出し許可を得ること。

(3) その他の服装は以下の通り。

コート、靴、靴下等は特に指定しない。

パーカーは不可。セーターやトレーナーは色柄の指定はない。校内において、防寒のためのジャージの上着の着用は認める。

(4) 校内履きについては、本校指定のものを用いる。

2. 登校・下校

(1) 始業の予鈴 (8時25分) までに登校する。

(2) 登校後、下校 (授業やHRの終了、もしくは部活の終了) までは校外に出ることを禁ずる。

(3) バイク、四輪車の通学は認めない。

(4) 自転車通学をする場合、自転車通学許可申請書を提出し、学年別のステッカーの交付を受け自転車に貼り、決められた場所に駐輪する。また、生徒手帳の後ろに掲載されている「自転車に乗る時の心得」「自転車の安全な通行」を熟読し、ヘルメットを着用し交通安全と通行マナーに配慮すること。

(5) 欠席・遅刻・早退があらかじめわかっている場合は、「欠席・遅刻等連絡システム」にアクセスし、前日17時00分～当日12時00分までに保護者が入力する。

3. 休業中 (授業のない土曜、日曜、休日、夏期・冬期・春期休業中) の登校

(1) 登下校する生徒は校服を着用する。私服や部活動着の登下校は禁止する。

(2) 休業中に登校し、施設の利用や活動する場合は教員の付き添いが必要である。生徒のみの学校施設の使用や校内活動は出来ない。

(3) 休業中に学校施設を利用した場合は清掃や片付

けなど原状復帰を行うこと。また、発生したゴミは持ち帰る。

(4) 夏期休業中のゴミステーションは、割り当てられた部が責任をもって清掃する。

4. その他

(1) 校内等で販売行為に類することは禁止する。

(2) アルバイトは原則として禁止する。

(3) 貴重品は各自で管理する。